

これまでの『年金加入履歴』です
 お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
 （裏面の解説もご覧ください）

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
 ※ 現在、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した 年月日	⑤資格を失った 年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、リーフレットの4～5ページをご覧ください。					

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
国民年金被保険者期間 における未納月数				付加保険料納付月数 (再掲)				()	()			

【備 考 欄】

②「加入制度」について

②欄は、加入した年金制度を表示しています。

◆国年…国民年金 ◆厚年…厚生年金保険 ◆船保…船員保険

③「お勤め先の名称等」について

③欄は、勤務した会社(事業所)名などを表示し、国民年金に加入の場合は、加入種別(「第1号被保険者」等)を表示しています。

会社名又は船舶所有者名が社会保険庁のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」又は「船員保険」と表示しています。

〔加入種別について〕

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生及び無職の方とその配偶者(厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方)の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金等を受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

④「資格を取得した年月日」⑤「資格を失った年月日」について

④欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。

⑤欄は、年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。

⑥「加入月数」について

⑥欄は、①の各番号ごとの年金制度加入月数を表示しています。

被保険者資格を失った月は、加入月数には算入されません。

なお、現在加入中の記録については、作成日の前月までの月数を表示しています。

⑦「国民年金」について

⑦欄は、国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含まれます。

3/4免除、半額免除及び1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の時間を要するため、作成日時点では「未納」に計上されている場合があります。

⑧「厚生年金保険」⑨「船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険加入期間、⑨欄は船員保険加入期間の内訳を表示しています。

《加入月数と加入期間》

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。「加入期間」は、⑧では坑内員、⑨では船員として加入した期間の加入月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示します。(※坑内員又は船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります。)

厚生年金保険の加入年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

《厚生年金基金》

「厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

⑩「年金加入期間合計」について

⑩欄は年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。